

春日部市条例第 34 号

春日部市行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 8 年 9 月 18 日

春日部市長

岩谷 一弘

春日部市行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例の一部を改正する条例

春日部市行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例（平成18年条例第45号）の一部を次のように改正する。

- (1) 次の表中、改正前の欄の条又は号の表示及びそれに対応する改正後の欄の条又は号の表示に下線が引かれた場合にあつては、当該改正前の欄の条又は号を当該改正後の欄の条又は号とする。
- (2) 次の表中、改正前の欄の項又は号に対応する改正後の欄の項又は号が存在しない場合にあつては、当該改正前の欄の項又は号を削る。
- (3) 次の表中、改正後の欄の条、項又は号に対応する改正前の欄の条、項又は号が存在しない場合にあつては、当該改正後の欄の条、項又は号を加える。
- (4) 次の表中、改正前の欄の下線が引かれた字句をそれに対応する改正後の欄の下線が引かれた字句に改める。ただし、第1号に掲げる場合を除く。

改正後	改正前
春日部市 <u>情報通信技術を活用した行政の推進</u> に関する条例 (目的) 第1条 この条例は、 <u>情報通信技術を活用した行政の推進について、情報通信技術</u> を利用する方法により <u>手続等を行うために必要となる事項</u> を定めることにより、 <u>手続等に係る関係者</u> の利便性の向上を図るとともに、行政運営の簡素化及び効率化に資することを目的とする。 (定義) 第2条 (2) 条例等 <u>市の条例</u> 及び規則（地方自治法（昭和22年法律第67号）第138条の4第2項に規定する規程及び地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第10条に規定する企業管理規程を <u>含む。以下同じ。</u> ）並びに知事の権限に属する事務処理の特例に関する条例（平成11年埼玉県条例第61号）及び埼玉県教育委員会の権限に属する事務処理の特例に関する条例（平成11年埼玉県条例第71号）により市が処理することとされた事務について規定する埼玉県の条例及び埼玉県の執行機関の規則をいう。 (3) 市の <u>機関等</u> 市の執行機関、水道事業管	春日部市 <u>行政手続等における情報通信の技術の利用</u> に関する条例 (目的) 第1条 この条例は、 <u>市の機関に係る申請、届出その他の手続等に関し、電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術</u> を利用する方法により <u>行うことができるようにするための共通する事項</u> を定めることにより、 <u>市民</u> の利便性の向上を図るとともに、行政運営の簡素化及び効率化に資することを目的とする。 (定義) 第2条 (2) 条例等 <u>条例</u> 及び規則（地方自治法（昭和22年法律第67号）第138条の4第2項に規定する規程及び地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第10条に規定する企業管理規程を <u>含む。</u> ）並びに知事の権限に属する事務処理の特例に関する条例（平成11年埼玉県条例第61号）及び埼玉県教育委員会の権限に属する事務処理の特例に関する条例（平成11年埼玉県条例第71号）により市が処理することとされた事務について規定する埼玉県の条例及び埼玉県の執行機関の規則をいう。 (3) 市の <u>機関</u> 市の執行機関、水道事業管理

理者、病院事業管理者又はこれらに置かれる
機関、これらの機関の職員であって法令又は
条例等により独立に権限を行使することを認
められたもの及び市が設置する公の施設を管
理する地方自治法第244条の2第3項に規定
する指定管理者をいう。

(4) 書面等 書面、書類、文書、謄本、抄本、
正本、副本、複本その他文字、図形その他の人
の知覚によって認識することができる情報が
記載された紙その他の有体物をいう。

(5) (略)

(6) (略)

(7) 申請等 申請、届出その他の法令又は条
例等の規定に基づき市の機関等に対して行わ
れる通知をいう。

(8) 処分通知等 処分（行政庁の処分その他
公権力の行使に当たる行為をいう。）の通知そ
の他の法令又は条例等の規定に基づき市の機
関等が行う通知（不特定の者に対して行うも
のを除く。）をいう。

(9) 縦覧等 法令又は条例等の規定に基づき
市の機関等が書面等又は電磁的記録に記録さ
れている事項を縦覧又は閲覧に供することを
いう。

(10) 作成等 法令又は条例等の規定に基づき
市の機関等が書面等又は電磁的記録を作成し、
又は保存することをいう。

(11) (略)

（電子情報処理組織による申請等）

第3条 申請等のうち当該申請等に関する他の条
例等の規定において書面等により行うことその
他のその方法が規定されているものについて
は、当該条例等の規定にかかわらず、規則で定め
るところにより、規則で定める電子情報処理組
織（市の機関等の使用に係る電子計算機（入出力
装置を含む。以下同じ。）とその手続等の相手方
の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接
続した電子情報処理組織をいう。以下同じ。）を
使用する方法により行うことができる。

2 前項の電子情報処理組織を使用する方法によ
り行われた申請等については、当該申請等に関
する他の条例等の規定に規定する方法により行

者、病院事業管理者又はこれらに置かれる機
関をいう。

(4) 市の執行機関等 市の執行機関、水道事
業管理者又は病院事業管理者をいう。

(5) 書面等 書面、書類、文書、謄本、抄本、
正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚
によって認識することができる情報が記載さ
れた紙その他の有体物をいう。

(6) (略)

(7) (略)

(8) 申請等 申請、届出その他の法令又は条
例等の規定に基づき市の機関に対して行われ
る通知をいう。

(9) 処分通知等 処分（行政庁の処分その他
公権力の行使に当たる行為をいう。）の通知そ
の他の法令又は条例等の規定に基づき市の機
関が行う通知（不特定の者に対して行うもの
を除く。）をいう。

(10) 縦覧等 法令又は条例等の規定に基づき
市の機関が書面等又は電磁的記録に記録され
ている事項を縦覧又は閲覧に供することをい
う。

(11) 作成等 法令又は条例等の規定に基づき
市の機関が書面等又は電磁的記録を作成し、又
は保存することをいう。

(12) (略)

（電子情報処理組織による申請等）

第3条 市の機関は、申請等のうち当該申請等
に関する他の条例等の規定により書面等により行
うこととしているものについては、当該条例等
の規定にかかわらず、市の執行機関等が定める
ところにより、電子情報処理組織（市の機関の使
用に係る電子計算機（入出力装置を含む。以下同
じ。）と申請等をする者の使用に係る電子計算機
とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織
をいう。）を使用して行わせることができる。

2 前項の規定により行われた申請等について
は、当該申請等を書面等により行うものとして
規定した申請等に関する条例等の規定に規定す

われたものとみなして、当該条例等その他の当該申請等に関する条例等の規定を適用する。

3 第1項の電子情報処理組織を使用する方法により行われた申請等は、当該申請等を受ける市の機関等の使用に係る電子計算機に備えられたファイルへの記録がされた時に当該市の機関等に到達したものとみなす。

4 申請等のうち当該申請等に関する他の条例等の規定において署名等を行うことが規定されているものを第1項の電子情報処理組織を使用する方法により行う場合には、当該署名等については、当該条例等の規定にかかわらず、電子情報処理組織を使用した個人番号カード（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第2条第7項に規定する個人番号カードをいう。第9条において同じ。）の利用その他の氏名又は名称を明らかにする措置であって規則で定めるものをもって代えることができる。

5 申請等のうち当該申請等に関する他の条例等の規定において手数料の納付の方法が規定されているものを第1項の電子情報処理組織を使用する方法により行う場合には、当該手数料の納付については、当該条例等の規定にかかわらず、電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信技術を利用する方法であって規則で定めるものをもってすることができる。

6 申請等をする者について対面により本人確認をするべき事情がある場合、申請等に係る書面等のうちにその原本を確認する必要があるものがある場合その他の当該申請等のうちに第1項の電子情報処理組織を使用する方法により行うことが困難又は著しく不適当と認められる部分がある場合として規則で定める場合には、規則で定めるところにより、当該申請等のうち当該部分以外の部分につき、前各項の規定を適用する。この場合において、第2項中「行われた申請等」とあるのは、「行われた申請等（第6項の規定により前項の規定を適用する部分に限る。以下この項から第5項までにおいて同じ。）」とする。

（電子情報処理組織による処分通知等）

第4条 処分通知等のうち当該処分通知等に関する他の条例等の規定において書面等により行うことその他のその方法が規定されているものに

る書面等により行われたものとみなして、当該申請等に関する条例等の規定を適用する。

3 第1項の規定により行われた申請等は、同項の市の機関の使用に係る電子計算機に備えられたファイルへの記録がされた時に当該市の機関に到達したものとみなす。

4 第1項の場合において、市の機関は、当該申請等に関する他の条例等の規定により署名等を行うこととしているものについては、当該条例等の規定にかかわらず、氏名又は名称を明らかにする措置であって市の執行機関等が定めるものをもって当該署名等に代えさせることができる。

（電子情報処理組織による処分通知等）

第4条 市の機関は、処分通知等のうち当該処分通知等に関する他の条例等の規定により書面等により行うこととしているものについては、当

については、当該条例等の規定にかかわらず、規則で定めるところにより、規則で定める電子情報処理組織を使用する方法により行うことができる。ただし、当該処分通知等を受ける者が当該電子情報処理組織を使用する方法により受ける旨の規則で定める方式による表示をする場合に限る。

2 前項の電子情報処理組織を使用する方法により行われた処分通知等については、当該処分通知等に関する他の条例等の規定に規定する方法により行われたものとみなして、当該条例等その他の当該処分通知等に関する条例等の規定を適用する。

3 第1項の電子情報処理組織を使用する方法により行われた処分通知等は、当該処分通知等を受ける者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルへの記録がされた時に当該処分通知等を受ける者に到達したものとみなす。

4 処分通知等のうち当該処分通知等に関する他の条例等の規定において署名等を行うことが規定されているものを第1項の電子情報処理組織を使用する方法により行う場合には、当該署名等については、当該条例等の規定にかかわらず、氏名又は名称を明らかにする措置であつて規則で定めるものをもって代えることができる。

5 処分通知等を受ける者について対面により本人確認をするべき事情がある場合、処分通知等に係る書面等のうちにその原本を交付する必要があるものがある場合その他の当該処分通知等のうちに第1項の電子情報処理組織を使用する方法により行うことが困難又は著しく不適当と認められる部分がある場合として規則で定める場合には、規則で定めるところにより、当該処分通知等のうち当該部分以外の部分につき、前各項の規定を適用する。この場合において、第2項中「行われた処分通知等」とあるのは、「行われた処分通知等（第5項の規定により前項の規定を適用する部分に限る。以下この項から第4項までにおいて同じ。）」とする。

（電磁的記録による縦覧等）

第5条 縦覧等のうち当該縦覧等に関する他の条例等の規定において書面等により行うことが規定されているもの（申請等に基づくものを除く。）については、当該条例等の規定にかかわらず、規則で定めるところにより、当該書面等に係

該条例等の規定にかかわらず、市の執行機関等が定めるところにより、電子情報処理組織（市の機関の使用に係る電子計算機と処分通知等を受ける者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。）を使用して行うことができる。

2 前項の規定により行われた処分通知等については、当該処分通知等を書面等により行うものとして規定した処分通知等に関する条例等の規定に規定する書面等により行われたものとみなして、当該処分通知等に関する条例等の規定を適用する。

3 第1項の規定により行われた処分通知等は、同項の処分通知等を受ける者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルへの記録がされた時に当該処分通知等を受ける者に到達したものとみなす。

4 第1項の場合において、市の機関は、当該処分通知等に関する他の条例等の規定により署名等を行うこととしているものについては、当該条例等の規定にかかわらず、氏名又は名称を明らかにする措置であつて市の執行機関等が定めるものをもって当該署名等に代えることができる。

（電磁的記録による縦覧等）

第5条 市の機関は、縦覧等のうち当該縦覧等に関する他の条例等の規定により書面等により行うこととしているもの（申請等に基づくものを除く。）については、当該条例等の規定にかかわらず、市の執行機関等が定めるところにより、書

る電磁的記録に記録されている事項又は当該事項を記載した書類により行うことができる。

- 2 前項の電磁的記録に記録されている事項又は書類により行われた縦覧等については、当該縦覧等に関する他の条例等の規定により書面等により行われたものとみなして、当該条例等その他の当該縦覧等に関する条例等の規定を適用する。

(電磁的記録による作成等)

第6条 作成等のうち当該作成等に関する他の条例等の規定において書面等により行うことが規定されているものについては、当該条例等の規定にかかわらず、規則で定めるところにより、当該書面等に係る電磁的記録により行うことができる。

- 2 前項の電磁的記録により行われた作成等については、当該作成等に関する他の条例等の規定により書面等により行われたものとみなして、当該条例等その他の当該作成等に関する条例等の規定を適用する。

- 3 作成等のうち当該作成等に関する他の条例等の規定において署名等をするものが規定されているものを第1項の電磁的記録により行う場合には、当該署名等については、当該条例等の規定にかかわらず、氏名又は名称を明らかにする措置であって規則で定めるものをもって代えることができる。

(適用除外)

第7条 次の各号に掲げる手続等については、当該各号に定める規定は、適用しない。

- (1) 手続等のうち、申請等に係る事項に虚偽がないかどうかを対面により確認する必要があること、許可証その他の処分通知等に係る書面等を事業所に備え付ける必要があることその他の事由により当該手続等を電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信技術を利用する方法により行うことが適当でないものとして規則で定めるもの 第3条から前条までの規定
- (2) 申請等及び処分通知等のうち当該申請等又は処分通知等に関する他の条例等の規定に

面等の縦覧等に代えて当該書面等に係る電磁的記録に記録されている事項又は当該事項を記載した書類の縦覧等を行うことができる。

- 2 前項の規定により行われた縦覧等については、当該縦覧等を書面等により行うものとして規定した縦覧等に関する条例等の規定に規定する書面等により行われたものとみなして、当該縦覧等に関する条例等の規定を適用する。

(電磁的記録による作成等)

第6条 市の機関は、作成等のうち当該作成等に関する他の条例等の規定により書面等により行うこととしているものについては、当該条例等の規定にかかわらず、市の執行機関等が定めるところにより、書面等の作成等に代えて当該書面等に係る電磁的記録の作成等を行うことができる。

- 2 前項の規定により行われた作成等については、当該作成等を書面等により行うものとして規定した作成等に関する条例等の規定に規定する書面等により行われたものとみなして、当該作成等に関する条例等の規定を適用する。

- 3 第1項の場合において、市の機関は、当該作成等に関する他の条例等の規定により署名等をするものとしているものについては、当該条例等の規定にかかわらず、氏名又は名称を明らかにする措置であって市の執行機関等が定めるものをもって当該署名等に代えることができる。

(適用除外)

第7条 別表の左欄に掲げる条例の同表の中欄に掲げる規定に基づく手続等については、それぞれ同表の右欄に定めるこの条例の規定は、適用しない。

において電子情報処理組織を使用する方法により行うことが規定されているもの（第3条第1項又は第4条第1項の規定に基づき行うことが規定されているものを除く。） 第3条及び第4条の規定

- (3) 縦覧等及び作成等のうち当該縦覧等又は作成等に関する他の条例等の規定において情報通信技術を利用する方法により行うことが規定されているもの（第5条第1項又は前条第1項の規定に基づき行うことが規定されているものを除く。） 第5条及び前条の規定

（市の手続等に係る情報システムの整備等）

第8条 市は、市の機関等に係る手続等における情報通信技術を活用した行政の推進を図るため、情報化の進展状況等を勘案し、情報システムの整備その他必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

- 2 市は、前項の措置を講ずるに当たっては、情報通信技術を活用した行政の推進における安全性及び信頼性を確保するために必要な措置を講じなければならない。

- 3 市は、市の機関等に係る手続等における情報通信技術を活用した行政の推進に当たっては、当該手続等の簡素化又は合理化を図るよう努めなければならない。

（添付書面等の省略）

第9条 申請等をする者に係る住民票の写し、戸籍又は除かれた戸籍の謄本又は抄本、登記事項証明書その他の規則で定める書面等であって当該申請等に関する他の条例等の規定において当該申請等に際し添付することが規定されているものについては、当該条例等の規定にかかわらず、市の機関等が、当該申請等をする者が行う電子情報処理組織を使用した個人番号カードの利用その他の措置であって当該書面等の区分に応じ規則で定めるものにより、直接に、又は電子情報処理組織を使用して、当該書面等により確認すべき事項に係る情報を入手し、又は参照することができる場合には、添付することを要しないこととすることができる。

- 2 前項に定めるもののほか、規則におけるこの条例の適用除外については、市の執行機関等が定める。

（市の手続等に係る情報システムの整備等）

第8条 市は、市の機関に係る手続等における情報通信の技術の利用の推進を図るため、情報化の進展状況等を勘案し、情報システムの整備その他必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

- 2 市は、前項の措置を講ずるに当たっては、情報通信の技術の利用における安全性及び信頼性を確保するよう努めなければならない。

- 3 市は、市の機関に係る手続等における情報通信の技術の利用の推進に当たっては、当該手続等の簡素化又は合理化を図るよう努めなければならない。

(<u>情報通信技術を活用した行政の推進</u>に関する状況の公表) 第10条 市長は、少なくとも毎年度<u>1回</u>、電子情報処理組織を使用<u>する方法により行うことができる</u><u>市の機関等に係る</u>申請等及び処分通知等その他この条例の規定による<u>情報通信技術を活用した行政の推進</u>に関する状況について、インターネットの利用その他の方法により公表するものとする。 (委任) 第11条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、<u>規則</u>で定める。	(<u>手続等に係る電子情報処理組織の使用</u>に関する状況の公表) 第9条 市長は、少なくとも毎年度<u>1回</u>、<u>市の機関が</u>電子情報処理組織を使用<u>して行わせ、又は行うことができる</u>申請等及び処分通知等その他この条例の規定による<u>情報通信の技術の利用</u>に関する状況について、インターネットの利用その他の方法により公表するものとする。 (委任) 第10条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、<u>市の執行機関等</u>が定める。
--	---

(5) 別表を削る。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和9年1月1日から施行する。

(春日部市印鑑条例の一部改正)

2 春日部市印鑑条例（平成17年条例第22号）の一部を次のように改正する。

(1) 次の表中、改正前の欄の下線が引かれた字句をそれに対応する改正後の欄の下線が引かれた字句に改める。

改正後	改正前
(印鑑登録証明の申請及び交付) 第11条 登録者又はその代理人（個人番号カード（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第2条第7項に規定する個人番号カードをいう。以下この条において同じ。）、特定在留カード（出入国管理及び難民認定法（昭和26年政令第319号）第19条の15の2第1項に規定する特定在留カードをいう。以下この条において同じ。）又は特定特別永住者証明書（日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法（平成3年法律第71号）第16条の2第1項の規定による特定特別永住者証明書をいう。以下この条において同じ。）を添えて申請する場合は、登録者に限る。）は、前条の規定による証明を受けようとするときは、印鑑登録証、個人番号カード、特定在留カード又は特定特別永住者証明書（以下「印鑑登録証等」とい	(印鑑登録証明の申請及び交付) 第11条 登録者又はその代理人（個人番号カード（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第2条第7項に規定する個人番号カードをいう。以下この条において同じ。）、特定在留カード（出入国管理及び難民認定法（昭和26年政令第319号）第19条の15の2第1項に規定する特定在留カードをいう。以下この条において同じ。）又は特定特別永住者証明書（日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法（平成3年法律第71号）第16条の2第1項の規定による特定特別永住者証明書をいう。以下この条において同じ。）を添えて申請する場合は、登録者に限る。）は、前条の規定による証明を受けようとするときは、印鑑登録証、個人番号カード、特定在留カード又は特定特別永住者証明書（以下「印鑑登録証等」とい

う。)を添えて書面で市長に申請しなければならない。ただし、登録者が春日部市情報通信技術を活用した行政の推進に関する条例（平成18年条例第45号。第13条第2項において「デジタル手続条例」という。）第3条第1項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用して申請する場合は、印鑑登録証等の添付を要しないものとする。

（印鑑登録の廃止の申請）

第13条

2 前項の規定にかかわらず、登録者がデジタル手続条例第3条第1項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用して申請する場合は、印鑑登録証等の添付を要しないものとする。ただし、当該申請を行った者は、速やかに印鑑登録証を市長に返還しなければならない。

う。)を添えて書面で市長に申請しなければならない。ただし、登録者が春日部市行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例（平成18年条例第45号。第13条第2項において「情報通信技術利用条例」という。）第3条第1項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用して申請する場合は、印鑑登録証等の添付を要しないものとする。

（印鑑登録の廃止の申請）

第13条

2 前項の規定にかかわらず、登録者が情報通信技術利用条例第3条第1項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用して申請する場合は、印鑑登録証等の添付を要しないものとする。ただし、当該申請を行った者は、速やかに印鑑登録証を市長に返還しなければならない。

（春日部市職員団体の登録に関する条例の一部改正）

3 春日部市職員団体の登録に関する条例（平成17年条例第43号）の一部を次のように改正する。

（1）次の表中、改正前の欄の下線が引かれた字句をそれに対応する改正後の欄の下線が引かれた字句に改める。

改正後	改正前
（登録の申請） 第2条 3 第1項の規定にかかわらず、春日部市 <u>情報通信技術を活用した行政の推進</u> に関する条例（平成18年条例第45号。第4条第4項において「 <u>デジタル手続</u> 条例」という。）第3条第1項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用して申請がされた場合には、申請書の正副2通が提出されたものとみなす。 （規約等の変更又は解散の届出） 第4条 4 第2項の規定にかかわらず、 <u>デジタル手続</u> 条例第3条第1項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用して届出がされた場合には、届出書の正副2通が提出されたものとみなす。	（登録の申請） 第2条 3 第1項の規定にかかわらず、春日部市 <u>行政手続等における情報通信の技術の利用</u> に関する条例（平成18年条例第45号。第4条第4項において「 <u>情報通信技術利用</u> 条例」という。）第3条第1項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用して申請がされた場合には、申請書の正副2通が提出されたものとみなす。 （規約等の変更又は解散の届出） 第4条 4 第2項の規定にかかわらず、 <u>情報通信技術利用</u> 条例第3条第1項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用して届出がされた場合には、届出書の正副2通が提出されたものとみなす。

（春日部市固定資産評価審査委員会条例の一部改正）

4 春日部市固定資産評価審査委員会条例（平成17年条例第78号）の一部を次のように

改正する。

(1) 次の表中、改正前の欄の下線が引かれた字句をそれに対応する改正後の欄の下線が引かれた字句に改める。

改正後	改正前
(審査の申出) 第4条 4 第1項の規定にかかわらず、春日部市情報通信技術を活用した行政の推進に関する条例（平成18年条例第45号。第6条第2項において「デジタル手続条例」という。）第3条第1項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用して審査の申出がされた場合には、審査申出書の正副2通が提出されたものとみなす。 (書面審理) 第6条 2 前項の規定にかかわらず、デジタル手続条例第3条第1項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用して弁明がされた場合には、弁明書の正副2通が提出されたものとみなす。	(審査の申出) 第4条 4 第1項の規定にかかわらず、春日部市行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例（平成18年条例第45号。第6条第2項において「情報通信技術利用条例」という。）第3条第1項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用して審査の申出がされた場合には、審査申出書の正副2通が提出されたものとみなす。 (書面審理) 第6条 2 前項の規定にかかわらず、情報通信技術利用条例第3条第1項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用して弁明がされた場合には、弁明書の正副2通が提出されたものとみなす。